

# 石川県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外

(第 26 号)

目	次
規 則	告 示
○石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則 (産業政策課) 1	○石川県母子寡婦福祉資金償還金口座振替収納事務取扱要綱の一部改正 (少子化対策監室) 3
○石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働企画課) 3	環境部 (水道用水供給事業)
	○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正 4
規	則

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県規則第二十号

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

第一条 石川トライアルセンター条例施行規則 (平成二十二年石川県規則第十二号) の一部を次のように改正する。

別表中四十六の項を削り、四十七の項を四十六の項とし、四十八の項から六十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則 (平成二十二年石川県規則第十三号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 (5) の項に次のように加える。

摩耗試験 (高温)	1 時間	3,640円
-----------	------	--------

別表 2 の表 (1) の項中	糸長測定	1 試料	1,290円	を
	強伸度試験	1 試料	1,290円	
	伸縮性試験	1 試料	1,780円	
	糸の抱合力試験	1 試料	1,290円	

強伸度試験	1 試料	1,290円	を
伸縮性試験	1 試料	1,780円	

走査電子顕微鏡試験	写真撮影	1 試料	7,140円	を
	試料調整	1 試料	1,990円	
	写真の焼き増し	1 枚	590円	
	分析	1 試料	7,960円	

走査電子顕微鏡試験	写真撮影	1 試料	7,140円 〔1 視野を増し、 又は倍率変換を するごとに1,030 円を加算する。〕	と各々を。
	試料調整	1 試料	1,990円	
	写真の焼き増し	1 枚	590円	
	分析	1 試料	7,960円 〔1 成分を増すご とに1,030円を 加算する。〕	

別表 4 の表(2)の項中	燃料類 (重油、軽油、 灯油、石炭、コークス 等)	比重、引火点、反応、水分、灰分、 固定炭素、揮発分等	1 成分	1,670円	と各々を。	
		分留試験、流動点、動粘度等	1 測定	2,590円		
		発熱量、全硫黄、窒素分	1 成分	3,880円		
	工業用水類 (一般工業 用水等)	PH、導電率試験		1 成分		1,890円
		成分分析	簡単なもの	1 成分		2,640円
			複雑なもの	1 成分		5,200円
	全炭酸等	1 成分	5,410円			
指定試料による分析	1 測定	5,410円				

工業用水類 (一般工業 用水等)	PH、導電率試験		1 成分	1,890円	と各々を。
	成分分析	簡単なもの	1 成分	2,640円	
		複雑なもの	1 成分	5,200円	

別表 5 の表に次のように加える。

(17) 粉体物性試験	1 試料	3,620円
	1 項目	

別表 13 の表(1)の項中	三次元CAD/CAMシステム	1 時間	740円	と各々を。
	立体モデル造形システム (光硬化方式)	1 時間	7,680円	

〔三次元CAD/CAMシステム 1 時間 740円〕に改め、同項に次のように加える。

三次元造形機 (金属造形用)	1 時間	3,400円 〔造形物 1 立方センチメートル当たり 200円を加算する。〕
ワイヤ放電加工機	1 時間	2,570円
ショットピーニング装置	1 時間	990円
三次元造形機用電気炉	1 時間	870円
高温摩耗試験機	1 時間	1,510円

別表 13 の表(3)の項中	検尺機	1 時間	480円	と各々を。
	抱合力試験機	1 時間	480円	

検尺機	1時間	480円
-----	-----	------

に改め、回項に次のように加える。

恒温恒湿器	1時間	690円
-------	-----	------

別表13の表(4)の項中「310円」を「1,070円」に改め、回項に次のように加える。

粉体特性評価装置	1時間	1,440円
粉体圧密測定装置	1時間	1,710円
粘性評価装置	1時間	550円

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第三条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表六の項中「混練機」を「樹脂用混練機」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県規則第二十一号**

石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

石川県訓練手当支給規則(昭和四十一年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「回項」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示****石川県告示第160号**

石川県母子寡婦福祉資金償還金口座振替収納事務取扱要綱(平成11年石川県告示第127号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

題名を次のように改める。

石川県母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替収納事務取扱要綱

第1条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子福祉資金及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加え、「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改める。

第3条中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改める。

第4条第2項中「石川県厚生部子育て支援課長」を「石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課長」に改める。

別記様式第1号中「母子寡婦福祉資金償還金」を「母子父子寡婦福祉資金償還金」に改める。

別記様式第2号中「殿」を「様」に、「母子寡婦福祉資金償還金」を「母子父子寡婦福祉資金償還金」に改める。

別記様式第3号甲中「母子寡婦福祉資金償還金」を「母子父子寡婦福祉資金償還金」に改める。

別記様式第3号乙中「殿」を「様」に、「母子寡婦福祉資金償還金」を「母子父子寡婦福祉資金償還金」に改める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 環境部（水道用水供給事業）

### 石川県企業管理規程第1号

石川県企業職員の給与に関する規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第6条中「、条例第16条に規定する寒冷地」を削り、「第18条第4項及び第7項」を「第18条第5項及び第8項」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（寒冷地手当）

第6条 条例第16条に規定する企業管理規程で定める寒冷地に在勤する職員は、次の表に掲げる事業所に在勤する職員であつて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域、白山市の区域のうち旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村若しくは旧白峰村の区域又は市町村内の町若しくは字の区域若しくはこれに相当する区域のうち次の表に掲げる事業所からおおむね1キロメートル以内の区域の全部若しくは一部が含まれる区域に居住するものとする。

名 称	所 在 地
手取川水道事務所	白山市白山町
手取川総合開発記念館	白山市桑島

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。